



かん5 報 廣

発行所 京都府 京都市 東山区 西ノ京 1-1-1
 代表者 藤田 隆雄
 編集者 藤田 隆雄
 印刷所 京都府 京都市 東山区 西ノ京 1-1-1

臨時号

定例行政相談・心配ごと相談
 は、毎月五日・二十日です
 官公署への苦情、迷惑などの相談を致
 す定例行政相談、よき行政相談所として生
 活防衛の心配ごとを受け付けたいことを
 相談は毎月五日・二十日（この日が日曜
 日のときは翌日）、時間は午後一時から
 三時まで（土曜日のときは午前九時から
 正午まで）、場所は定例行政相談は授
 権、心配ごと相談は授権と共同出張所で
 実施しています。お気軽においでなげくだ
 さい。

農業振興地域制度を制定

当町も指定地域になる

国では四年「農業振興地域整備法」（農業法）と「新都市計画法」という二つの新しい法律ができました。新都市計画法は都市化をすすめる、農業法は農業をそれぞれ計画的にすすめるためにできたものです。

この法律にもとづいて、町では四十五年間に農業法の指定を受け農業を推進する計画を立てるものになりま。以下本紙一頁から四頁までこの制度のあらましについて説明します。

あすの農業めざして



農業振興地域と整備法

「農業振興地域法の趣意に関する法律」が昭和四十四年六月に国会で成立し、九月二十七日から施行になりま。これを普通「農業振興地域整備法」といいます。また、農業振興地域制度ともいわれています。

この法律は、都市地域の計画の整備をおこなうとす都市計画の領土官制といわれている「都市計画法」に対して、農山村の領土官制ともいわれています。この法律制度は、農法にいいますと、領土官制として、今後の農業を振興する地域をあらかじめ指定すると同時に、この指定が、名実ともに近代化の促進、農地保有の合理的、農業の近代化の推進などを十分考慮するように、あらゆる農業法に関する施策を総合的にすすめるようにするもので、地域農業の発展に対して大なる定ぬる役割を担うものといえます。

なぜ必要なの

でしようか

わが国の経済は、この十年間のうちに、生産量はほぼ三倍に増え、輸出額は世界第一位に躍進した



農業振興地域制度は農業法の領土官制立法といわれ農業振興地域をあらかじめ指定するものです

農業振興法をはじめ、世間でも例がない高度成長多につけております。このような急激な経済成長のためには都市への人口集中を抑制するために都市の整備を促さなければならぬ。したが、この反面、都市整備が都市にのみ集中されたり、農地保有の非都市化や、土地利得の低下、または、農業施設の閉鎖、都市公害などが、次第に都市周辺や農村にも波及してきてま。そこで、農業は農産物を安定的に供給し、農業は農産物の安定した所得をうるために、農法の大い農業振興を推進する必要がある。このために必要は今後農業の振興をはかる地域をあらかじめ指定し、農法の高産化と農業の近代化のための制度条件を強力に整備し、都市に負けない魅力のある農業地域を創出する新しい対策が必要となつたわけだ。